



## 組合員資格のご確認と異動手続きのお願いについて

日頃より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

組合員資格について、当組合に届け出た情報（下記の主な事由）に変更があった場合には、お手数ですが最寄りのJA窓口で変更手続きを行っていただきますようお願い致します。

なお、組合員ご本人が亡くなられ、相続される場合は、亡くなられてから60日以内に手続きすることが当組合の定款で定められています。それを超え、一定の期間手続きされない場合には法定脱退とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

### 主な事由

- ① 住所・氏名が変更になった
- ② 組合員本人が亡くなられた
- ③ 新規就農、農業廃棄などの変更（組合員資格に変更があった場合）

各種手続きをお忘れの方や心当たりのある方、ご不明な点等がある方は最寄りのJA窓口までお気軽にお問合せ下さい。

[【店舗一覧】](#)

